

国土利用計画法の届出について

国土利用計画法では、一定面積以上の土地について土地売買等の契約を締結した場合、権利取得者（譲受人）は、**契約後2週間以内**（契約日を含む）に、当該土地の所在する**市町村**に届出をしなければなりません。

1 届出が必要な面積（法定面積）

市街化区域	2, 000㎡以上
市街化区域を除く都市計画区域	5, 000㎡以上
都市計画区域以外の区域	10, 000㎡以上

<注意>

個々の面積が上記の面積未満であっても、同一の利用目的のために、上記の面積以上の土地を取得する場合、「一団の土地」として届出が必要になります。

（届出が必要な例）

土地面積	譲渡人
500㎡	Aさん
700㎡	Bさん
1,000㎡	Cさん
2,200㎡	>2,000㎡

※市街化区域の場合

権利取得者 （譲受人）
Dさん

2 届出が必要な取引

売買、交換、共有持分の譲渡、事業譲渡（営業譲渡）、譲渡担保、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権の譲渡、信託受益権の譲渡、地位譲渡など
※これらの取引の予約の場合も含みます。

3 届出書の提出方法 ※届出書及び添付書類に押印は不要です。

提出書類	(1) 土地売買届出書（県HPからダウンロードできます） (2) 土地売買契約等を証明する書類（契約書等） (3) 状況図 ① 位置図 ... 最寄り駅等と届出地の位置関係がわかる地図 ② 周辺状況図 ... 届出地の付近の状況がわかる地図（住宅地図等） ③ 形状図 ... 届出地の形状を明示したもの（公図・測量図等） ※ 市街化区域の場合は、住宅地図に形状を明示することをもって(2)及び(3)を兼ねることもできます。 ※ 一団の土地の場合は、全体図（予定でも可）も添付してください。 (4) その他（任意様式） ① 委任状 代理人が届出をする場合。押印不要。ただし、代理人の連絡先を必ず記載してください。 ② その他土地一覧 届出書に全ての筆を記載できない場合等 ③ 国内連絡先 権利所得者（譲受人）の住所が国外の場合 ④ 共有者等一覧 共有者がいる場合（譲渡人等が複数いる場合）、複数の契約を一つにまとめて届け出る場合
------	--

提出者	権利取得者(譲受人) ※第三者が届出を行う場合には、上記代理人の委任状が必要です。
提出先	届出地が所在する市町村の国土利用計画法届出担当窓口
提出方法等	(1) 電子申請・届出サービス (2) 電子メール ※ 入力フォーム付きエクセルファイルで作成した場合、 エクセルファイルのまま提出 してください。 (3) 郵送又は持参 ※ 市町村によって、提出方法が異なります。 詳細は、各市町村へ問合せいただくか、県HPを御確認ください。
提出期限	契約後2週間以内(契約日を含む) ※決済日等と間違えないよう御注意ください。 ※一団の土地であっても、個々の契約日から起算します。
その他	(1) 届出地が2つ以上の市町村の区域にわたる場合 それぞれ届出地の所在する市町村へ提出してください。 (2) 受理書を希望する場合 ①電子申請・届出サービス及び電子メールの場合 届出のあった市町村より、届出書を受理した旨をメールにて御連絡します。 ②郵送又は持参の場合 提出した届出書の写しに、受理印を押印したものを交付します。

4 届出をしなかった場合

6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金が課せられることがあります(国土利用計画法第47条)。また、虚偽の届出をした場合も同様です。

5 届出の審査等

届出を受けた土地の利用目的について審査を行い、その利用目的が公表されている土地利用に関する計画等に適合しない場合には、届け出してから原則3週間以内に利用目的の変更を勧告することがあります。

また、土地の利用目的について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、必要な助言をすることがあります。

なお、審査の結果、利用目的に問題がない場合には、届出者に対して通知等はいりません。

(問い合わせ先)

埼玉県 企画財政部 土地水政策課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電 話：048-830-2188

E-mail：a2180-01@pref.saitama.lg.jp

県HPへ飛びます



埼玉県マスコット
「コバトン」&「さいたまっち」

※届出先がさいたま市の場合には、さいたま市へお問い合わせください。

(連絡先) さいたま市 都市局 都市計画部 都市計画課 048-829-1427